

令和5年1月20日(金)

国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所

第7回 『明日の西湘海岸を考える懇談会』を開催します。

国土交通省及び神奈川県は、西湘海岸における保全対策等に関する事業を行っています。この海岸管理者が行う事業の情報提供を基に、学識経験者、地元関係者、行政機関等が集まり、防災、環境、利用など様々な観点から、これからの西湘海岸のあり方について意見交換を行う『明日の西湘海岸を考える懇談会』を平成27年3月25日から開催しています。このたび、第7回懇談会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

1. 日時 令和5年1月27日(金) 13:00～
2. 会場 小田原合同庁舎 2階 2D、2E 会議室
神奈川県小田原市荻窪350番地の1
3. 議事(予定)
 - ・直轄西湘海岸保全対策事業の概要について
 - ・神奈川県による海岸保全対策事業の概要について
4. 主催 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 ・ 神奈川県

※本懇談会は、報道関係者及び一般の方の傍聴が可能ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用と、検温及び手指の消毒のご協力をお願いいたします。また、感染状況等により人数制限をさせて頂く場合があります。

当日、受付にて必要事項を記入の後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 神奈川県政記者クラブ

<問い合わせ先>

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 TEL: 045-503-4000 (代表)

副所長 高橋 岩夫 (たかはし いわお)

地域防災調整官 後藤 順一 (ごとう じゅんいち)

神奈川県県土整備局河川下水道部

防災なぎさ担当課長 田村 貴久 (たむら たかひさ) TEL: 045-285-0815 (直通)

河港課なぎさグループ 和寺 哲平 (わでら てっぺい) TEL: 045-210-6514 (直通)

【会場位置図】

所在地 〒250-0042 小田原市荻窪 350 番地の 1



出典: 国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp>) 一部加筆

○ 徒歩の場合

- ・小田原駅「西口」(新幹線改札口)より徒歩 15 分

○ バスの場合

- ・小田原駅「東口」2 番乗り場より伊豆箱根バス
「県立諏訪の原公園」または「久野車庫」方面行き 「小田原合同庁舎前」下車すぐ
- ・小田原駅「西口」2 番乗り場より伊豆箱根バス
「兎河原循環」または「久野車庫」方面行き 「税務署前」下車 徒歩 3 分

参考①

「明日の西湘海岸を考える懇談会」 委員名簿

| 氏 名 | 所 属 | |
|------------|--------------------------|-----------|
| 【座長】 宇多 高明 | 日本大学 客員教授 | 有識者 |
| 佐藤 慎司 | 高知工科大学 システム工学群 教授 | |
| 川辺 みどり | 東京海洋大学 学術研究院 教授 | |
| 柴山 知也 | 早稲田大学 理工学術院 教授 | |
| 関根 正人 | 早稲田大学 理工学術院 教授 | |
| 武井 正 | (公財) 相模湾水産振興事業団代表理事 | 漁業関係 |
| 高橋 征人 | 小田原市漁業協同組合代表理事組合長 | |
| 小島 拓 | 大磯二宮漁業協同組合代表理事組合長 | |
| 本田 浩之 | 大磯二宮漁業協同組合副組合長 | |
| 小泉 隆史 | 大磯町区長連絡協議会会長 | 住民 利用者 |
| 蒲原 辰弘 | 大磯海の会議代表 | |
| 佐藤 進 | 二宮町地区長連絡協議会代表 | |
| 田邊 邦良 | 二宮町観光協会会長 | |
| 小又 寛 | 二宮海岸に砂浜を戻す会代表 | |
| 加藤 史訓 | 国土交通省国土技術政策総合研究所海岸研究室長 | 行政 |
| 鳥海 義文 | 小田原市副市長 | |
| 鈴木 一男 | 大磯町副町長 | |
| 渡邊 康司 | 二宮町副町長 | |
| 田村 貴久 | 神奈川県県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長 | |
| 久保 暁俊 | 神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター所長 | |
| 藤崎 伸二郎 | 神奈川県平塚土木事務所長 | |
| 荒木 茂 | 国土交通省関東地方整備局河川部低潮線保全官 | |
| 嶋崎 明寛 | 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長 | |

参考②

「明日の西湘海岸を考える懇談会」 傍聴規定

(趣旨)

第1条 本規定は、明日の西湘海岸を考える懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴者受付)

第3条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所・氏名・年齢を記入するものとする。

- 2 傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴可能とする。ただし、定員を超える場合は報道関係者を優先し、一般傍聴者は、受付の先着順により決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1)第3条により決定した傍聴者以外の者
- (2)審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

また、傍聴者は発言してはならない。ただし、座長の求めがあった場合は、この限りではない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りではない。

(秩序の維持)

第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な事項の指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示されたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第8条 この規定の変更やこの規定に定めのない事項は、座長が懇談会に諮って定める。